

項目名 (業務コード)	輸入申告書実務事項表 (I D A O T)													入力がない項目の補完項目 (数字は優先順位の)	入力がない項目の補完項目 (数字は優先順位の)	コード	入力条件/形式				
	ID	属性	種別	条件 (海上)	条件 (輸送)	入力がない項目の補完項目 (数字は優先順位の)	入力がない項目の補完項目 (数字は優先順位の)														
項目名	ID	属性	種別	条件 (海上)	条件 (輸送)	入力がない項目の補完項目 (数字は優先順位の)	入力がない項目の補完項目 (数字は優先順位の)	項目名	ID	属性	種別	条件 (海上)	条件 (輸送)	入力がない項目の補完項目 (数字は優先順位の)	入力がない項目の補完項目 (数字は優先順位の)	コード	入力条件/形式				
38	日/月/年/AW/B番号	BL	am	35	S	M	M	M	M	M	M	M	M	M	M	M	M	輸入貨物情報D B (繰返し2回のみ)	(1) 海上の場合 ①9桁以上であること ②申告する場合は、仕分けの欄B/L番号を入力 ③入力がないこと ④船名/船主/船種/船主以下下の保税地域コードの入力がある場合は、複数B/L番号の入力不可 ・本船/中継に係る保税地域コード ・貨物到着前輸入申告済みに係る保税地域コード (2) 船空の場合 ①繰返し1回目にAWB (HAWB) 番号を入力 ②繰返し2回目にMAWB番号を入力 ③繰返し3回目以降は、入力不可 ④20桁以下であること		
39	貨物個数	NO	n	8	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	輸入貨物情報D B	(1) 小数点以下は入力不可 (2) 船空で申告しない場合は「1」を入力 (3) 船空で、申告等種別が「C」、「F」、「V」、「H」、「N」、「J」、「P」、「S」、「M」、「A」または「G」である場合で、以下のいずれかを満たす場合は、システムから補完後に必須である ・通関申告または未申告後である ・最初輸入承認年月日欄に入力がある ・郵便物である旨の入力がある		
40	積載単位コード	NO	am	3	M	M	M	M	M	M	M	M	M	M	M	M	M	包装種類コード (UN/ECE 勧告第21号・英字)			
41	貨物重量 (グロス)	GR	n	10	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	輸入貨物情報D B	(1) 海上の場合 ①整数部6桁まで、小数点以下第3位まで入力可 (2) 船空の場合 ①小数点以下第1位まで入力可 ②申告等種別が「C」、「F」、「V」、「H」、「N」、「J」、「P」、「S」、「M」、「A」または「G」である場合で、以下のいずれかを満たす場合は、システムから補完後に必須であること ・通関申告または未申告後である ・最初輸入承認年月日欄に入力がある ・郵便物である旨の入力がある		
42	重量単位コード (グロス)	GR	am	3	M	M	M	M	M	M	M	M	M	M	M	M	M	重量単位コード (UN/ECE 勧告第20号・英字)	船空の場合、以下のとおりであること ①「TNE」の入力不可 ②申告等種別が「C」、「F」、「V」、「H」、「N」、「J」、「P」、「S」、「M」、「A」または「G」である場合で、以下のいずれかを満たす場合は、システムから補完後に必須であること ・通関申告または未申告後である ・最初輸入承認年月日欄に入力がある ・郵便物である旨の入力がある		
43	記号番号	RR	am	140	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	輸入貨物情報D B	海上の場合、申告等種別が「C」、「F」、「S」、「M」、「A」または「G」の場合で、郵便物でない場合は、システムから補完後に必須であること		
44	積載船舶コード	VS	am	9	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	輸入貨物情報D B	海上の場合、以下のとおりであること ①積載船舶D Bに登録されている積載船舶コードが「999」である場合は、必須入力 ②申告等種別が「C」、「F」、「H」、「N」、「J」、「P」、「S」、「M」、「A」または「G」の場合で、郵便物でない場合は、システムから補完後に必須であること ③貨物到着前輸入申告済みの場合は、保税地域の場合は必須入力		
45	積載船 (船名)	VS	am	35	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	輸入貨物情報D B (手帳申告の場合に補完しない)	(1) 海上の場合 ①システムから補完されない場合に入力 ②システムから補完される積載船 (船名) が、申告書本船 (船名) と異なる場合は、必須入力 ③申告等種別が「C」、「F」、「H」、「N」、「J」、「P」、「S」、「M」、「A」または「G」の場合で、郵便物でない場合は、システムから補完後に必須であること ④最初輸入承認年月日欄に入力がある ⑤郵便物である旨の入力がある (2) 船空の場合 ①システムから補完されない場合に、保税地域の場合は必須入力 ②通関申告または未申告が行われている場合で、郵便物でない場合は、システムから補完後に必須であること ③航空会社コード (2桁)、フライトナンバー (4桁)、ステーション (1桁)、品付 (DOMMM) の体系で入力すること なお、最初輸入承認年月日が入力されている場合は、うろたえ以外でも品付「D」を入力		
46	入港年月日	AR	n	8	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	輸入貨物情報D B (手帳申告の場合に補完しない)	(1) 海上の場合 ①申告等種別が「C」、「F」、「S」、「M」、「A」または「G」の場合で、通関申告または未申告が行われている場合で、郵便物でない場合は、システムから補完後に必須であること ②最初輸入承認年月日欄に入力がある ③郵便物である旨の入力がある (2) 船空の場合 通関申告または未申告が行われている場合で、郵便物でない場合は、システムから補完後に必須であること		
47	船 (船) 卸港コード	DS	am	3	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	関連L O C O D E (船名2桁を除く3桁)	(1) 海上の場合 ①貨物到着前輸入申告済みの場合は、保税地域の場合は必須入力 ②船空の場合 通関申告または未申告が行われている場合で、補完されない場合は、必須入力		
48	積出地コード	PS	am	5	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	関連L O C O D E	(1) 船名コード「J」及び「ZV」は入力不可 (2) 船空で、申告等種別が「C」、「F」、「V」、「H」、「N」、「J」、「P」、「S」、「M」、「A」または「G」である場合で、以下のいずれかを満たす場合は、システムから補完後に必須であること ①通関申告または未申告後である ②最初輸入承認年月日欄に入力がある ③郵便物である旨の入力がある		
49	積出地名	PS	am	20	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	F	関連L O C O D E (積出地コード)	(1) コード化されていない積出地の場合に、積出地を入力 (2) 船空で、申告等種別が「C」、「F」、「V」、「H」、「N」、「J」、「P」、「S」、「M」、「A」または「G」である場合で、以下のいずれかを満たす場合は、システムから補完後に必須であること ①通関申告または未申告後である ②最初輸入承認年月日欄に入力がある ③郵便物である旨の入力がある		
50	貿易形態別符号	BO	am	3	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	貿易形態別符号	(1) 統計計上を要する貨物の場合にのみ入力 (2) Bが承認の変更事項登録の場合は変更者認可 (3) 申告等種別「G」の場合は、入力不可		
51	コンテナ扱い本数	OO	n	3	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	輸入貨物情報D B	(1) コンテナ扱いで積出す場合にのみ入力 (2) コンテナ扱いで積出す場合は、システムで補完する場合は入力しない (3) コンテナ扱いで積出しない場合は、「0」を入力 (システムで補完しない)		
52	積載申告別	RT	am	1	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	積載申告別	積載申告第19条の3 (輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税) に係る申告を行う場合に「X」を入力		
53	輸入貿易管理令第3条等別	BU	am	1	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	輸入貿易管理令第3条等別	輸入貿易管理令第3条に係る公衆を行う際に該当する場合は、その貿易コードを入力 W：フロント・オフショア1～11に該当する輸入許可書または各種証明書を取得している場合 C：公衆を行う告示第3号 (通関時特許品目) の規定により税関に提出すべき書類がある場合で、写しによる提出認められているもの T：公衆を行う告示第3号 (通関時特許品目) の規定により税関に提出すべき書類がある場合で、W及びC以外のもの G：公衆を行う告示第3号 (三～8を除く) の規定により税関に提出すべき書類がある場合で、W以外のもの K：その他、公衆を行う告示第3号 (通関時特許品目) の規定により税関に提出すべき書類を税関に提出する場合 U：輸入貿易管理令第1の第20号に該当するため、税関に提出する期間満了教育科学文化機関が発行したユニタスコーン記帳証明書を提出する場合 O：その他		
54	輸入承認証添付識別	IL	am	1	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	輸入承認証添付識別	(1) 輸入承認証添付を行う旨をコードで入力 F：輸入承認証 (無効) I：輸入承認証 (有効)、または無効及び有効期間満了である場合 (2) 申告等種別が「H」または「N」の場合で、品目コードが前面で入力されている場合は、入力不可		
55	内容点検等結果	NA	am	1	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	内容点検等結果	内容点検または審判確認をした場合に、その旨をコードで入力 A：異常なし B：異常あり C：確認依頼		
56	税関調査用符号	CI	am	5	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	税関調査用符号	税関が指示した場合に、指定されたコードを入力		
57	他法令コード	OL	am	2	5	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	他法令コード	(1) 関係法令70条関係の申告書実務事項表を適用する場合は他法令手続の証明をシステムにより行う場合は、他法令コードを入力 (2) 同一コードの重複がないこと		
58	共通管理番号	KN	am	10	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	共通管理番号	(1) 当輸入申告書に係る他法令手続が既に先行し、共通管理番号を取得している場合であり、その他法令手続の証明をシステムにより行う場合にのみ入力 (2) 複数のB/L番号が入力されている場合は、入力不可		
59	食品衛生証明別	FD	am	1	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	食品衛生証明別	(1) 食品衛生法に係る他法令手続の証明をシステムにより行う場合に、その旨をコードで入力 (2) 複数のB/L番号が入力されている場合は、入力不可 Y：他法令手続の証明をシステムにより行う場合 (1届出の場合) Z：他法令手続の証明をシステムにより行う場合 (2～9届出の場合) N：他法令手続の証明をシステムにより行う旨を取消する場合		
60	植物防疫証明別	PL	am	1	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	植物防疫証明別	(1) 植物防疫法に係る他法令手続の証明をシステムにより行う場合に、その旨をコードで入力 (2) 複数のB/L番号が入力されている場合は、入力不可 Y：他法令手続の証明をシステムにより行う場合 (1申請の場合) Z：他法令手続の証明をシステムにより行う場合 (2～9申請の場合) N：他法令手続の証明をシステムにより行う旨を取消する場合		

業種名(業種コード)		輸入申告実務事項登録(1DA01)																入力がない項目の補完項目(数字は優先順位)										コード		入力条件/形式	
項目	項目名	ID	属性	桁	繰上	繰下	条件(海上)										条件(陸上)										入力がない項目の補完項目(数字は優先順位)	コード	入力条件/形式		
							申告等種別C/F	申告等種別H/N	申告等種別J/P	申告等種別T/V	申告等種別S/M/A	申告等種別K/D/U	申告等種別L/B	申告等種別R	申告等種別C/F	申告等種別Y	申告等種別H/N	申告等種別J/P	申告等種別T/V	申告等種別S/M/A	申告等種別K/D/U	申告等種別L/B	申告等種別R								
106	数量(2)	QW2	n	12			C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	(1)統計計上を要する品目。関税に課税または課税税率が適用される品目または内国消費税等に課税が課せられる品目の場合に、数量を入力 (2)統計用の第1数量と第2数量の入力時は特記しない (3)小数点以下第2位まで入力可
107	数量単位コード(2)	QT2	an	4			M	M	M	M	M	M	M	M	M	M	M	M	M	M	M	M	M	M	M	M	M	M	M	M	数量単位コード (1)統計計上を要する品目の場合は、入力された数量単位が統計計上単位に換算可能であること (2)自産品の再輸入貨物の場合、数量単位コード(1)または数量単位コード(2)に重量系の単位の入力があること
108	輸入貿易管理令別表コード	IT	an	4			C	C	C	-	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	輸入貿易管理令別表第一または別表第二に該当する場合に、別表の番号を入力	
109	商標種別等コード	RG	an	1			C	X	X	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	(1)申告等種別「A」の場合は、以下のいずれかを必須入力 M: 加工・製造 D: 展示・使用 (2)申告等種別「G」の場合は、以下のいずれかを必須入力 1: 建築用機器・資材 2: 農産品 3: 販売物品・消費物品 4: その他 (3)海上の場合で、製造場からの酒類の輸入申告等を行う場合は、「L」を入力 (4)申告等種別「T」または「V」の場合は、申告等種別「R」にて引取許可となっている場合のみ「L」を入力可	
110	課税価格按分係数	SPR	n	18			C	M	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	(1)課税価格の税額を按分する場合の按分係数を入力 (2)1個単位の申告であり、かつ、入力された標準を基に課税する場合は、他の課税価格の税額に計算入とする場合に、その率を入力 (3)申告等種別「T」または「V」の場合は、申告等種別が「H」または「N」の場合は、品目毎のインボイス価格を入力	
111	運賃按分識別	FRS	an	1			C	X	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	(1)運賃の申告であり、かつ、入力された標準を基に課税する場合は、他の課税価格の税額に計算入とする場合に、その率を入力 (2)課税価格按分係数を入力する場合は、入力不可 A: 運賃を重量按分する場合 B: 運賃を数量按分する場合 C: 本業種では入力不可	
112	FOB通関コード	FOB	an	3			X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	通関コード(ISO4217・本業種では入力不可)	
113	課税価格	DPB	n	18			C	X	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	(1)手計算により算出した課税価格を入力する場合に、一部の商品について簡易計算によるもの(航空運送貨物に係る課税価格の決定の特例)に基づく運賃特別扱いをする場合は、当該品目について手計算により運賃特別扱いの運賃を加算して算出した課税価格を入力 (2)課税価格按分係数を入力する場合は、入力不可 (3)申告等種別「V」の場合で、インボイス価格条件コード欄に「FOB」、「CF&F」、「C&I」、「CF」以外の入力があった場合は、必須入力 (4)申告等種別が「T」または「V」の場合で、輸入(引取)申告時に管理方式がシーリング方式の特許税率または管理方式が特許シーリング方式のEPAに基づく税率が適用された場合は、輸入(引取)申告時の課税課税価格を必須入力	
114	事前課税(分類)	JKB	an	9			C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	事前課税(分類)番号を9桁で入力	
115	事前課税(原産地)	JKD	an	7			C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	事前課税(原産地)番号を7桁で入力	
116	関税減免税コード	RE	an	5			C	X	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	関税減免税コード 関税について、課税、免税、控除または軽減税率が適用される場合に、関税減免税の種別をコードで入力	
117	関税減免種	REB	n	11			C	X	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	関税減免コードに減税または控除に対応するコードの入力がある場合に、関税の減税または控除種を入力	
118	内国消費税等種別コード	TX	an	10			C	X	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	内国消費税等種別コード (1)内国消費税、地方消費税または特殊関税が課せられる場合に内国消費税等種別をコードで入力 (2)地方消費税が課税される場合は、消費税を入力することにより自動計算されるため、地方消費税の内国消費税種別コードは入力不可	
119	内国消費税等減免税コード	TR	an	3			C	X	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	輸入関税減免税コードDB (1)内国消費税等について、課税、免税、控除、未納税引取または石炭石炭税の特例納付が適用される場合に、内国消費税等減免税の種別をコードで入力 (2)内国消費税等種別コードに消費税非課税用のコード(F0)が入力された場合は、入力不可	
120	内国消費税等減税等種	TB	n	11			C	X	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	内国消費税等減免税コードに減税または控除に対応するコードの入力がある場合は、内国消費税等の減税または控除種を入力	